

健介保第 1174 号

平成 25 年 12 月 2 日

小規模多機能型居宅介護事業者 御中

介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 御中

横浜市健康福祉局介護保険課長 星 信行

「居宅・介護予防サービス計画作成依頼（変更・廃止）届出書」の取扱いについて（通知）

日頃から、適正な介護保険制度の実施に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

介護保険法施行規則第七十七条及び第八十三条の九に基づき、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の利用を希望する居宅要介護被保険者、居宅要支援被保険者は、氏名と事業所名称及び所在地を記載した届出書に被保険者証を添付し、市町村に提出することとなっています。

事業所において上記手続きを代行される場合については、以下の点についてご留意ください。サービス計画作成を依頼された対象者の介護度が変更し、サービス種類が介護サービスと予防サービスとで変更が生じた場合は、その都度「居宅・介護予防サービス計画作成依頼（変更・廃止）届出書」を区役所に提出くださいますようお願いいたします。

なお、要介護・要支援認定被保険者の要介護度が要支援認定と要介護認定で変更した場合、各プランを担当する事業所の介護保険事業者番号が同一であったとしても、当該届出書を提出されなかった場合は、有効期間を超えてサービス計画事業者を引き継ぐことはいたしません。当該届出書をサービス種類が変更しても提出されない場合は、サービス計画事業者介護保険給付費の支給が滞る場合がありますので、十分ご注意ください。

担当 横浜市健康福祉局

介護保険課

電話 045-671-4256